**実習生等交流支援事業実施要項**

**富瀋国際事業協同組合**

**１ 目的 この事業は、富瀋の監理・支援する技能実習生等（ 「技能実習生・特定技能生・特定活動生をいう。」以下同じ）の相互の交流を促進し、実習生と企業との結束強化に繋げ、延いては、組合との連携を推し進め、組合の発展に資するものとする。**

**２ 対象者 組合が監理・支援する技能実習生等**

**３ 支援内容 技能実習生等 組合が認めた各種交流事業へ参加した場合**

**1人あたり、上限２，０００円を支援する。**

* **１人年間1回限りとする。**
* **実習生等から補助額に見合う参加費を徴収する場合は対象外とする。**

**４ 対象事業 組合員（ブロック実施の場合はその代表企業）（事業所単位可）が主催する各種**

**交流事業**

 **・ 実習生等を交えた、ボーリング、バーベキュー等の、各種親睦行事**

 **（慰安旅行等除く）**

**５ 手続 ① 事業実施前に、事業計画書（様式第1号）をメールで組合へ送付**

 **② 組合から受付済の事業計画書を返送**

 **③ 事業修了後、事業報告書兼請求書兼振込依頼書（様式第2号・朱印要）に、領収書、開催内容がわかる写真を添えて、メールで組合へ送付**

 **④ 請求から2か月内に登録口座へ振り込み**

**６ その他 本制度を様々な方法でPRし、実習生等の移籍防止、並びに、新規の組合員や実習生等の獲得に繋げていく。**

 **実習生等の経費（一部）は組合負担である、ことを企業から伝えてもらう。**

 **附 則**

 **この要綱は、令和6年6月28日（理事会決定事項）から施行する。**

 **この要綱は、令和7年6月30日（理事会決定事項）から施行する。**